

# 電子的診療情報連携体制整備について

岩下病院は（以下、当院とする）厚生労働大臣が定める基準（医療 DX 推進体制）について以下の通り体制を整備しています。

- ①電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っています。
- ②ご請求内容の診療報酬名称及び点数又は金額を記した詳細な明細書を患者様に無償で交付しています。
- ③健康保険法に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有しています。並びに電子資格確認の患者利用率は、30%以上です。
- ④マイナポータルでの医療情報等に基づく、患者様からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。
- ⑤以下の事項について、院内掲示及び当院ホームページに掲示しています。
  - イ）医師等が診療を実施する診察室等において、電子資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
  - ロ）マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組みを行っています。
  - ハ）ご請求内容の診療報酬名称及び点数又は金額を記した詳細な明細書を患者様に無償で交付しています。

岩下病院